

地方税の賦課徴収に関する事務に係る「特定個人情報保護評価 (全項目評価書)」の変更について

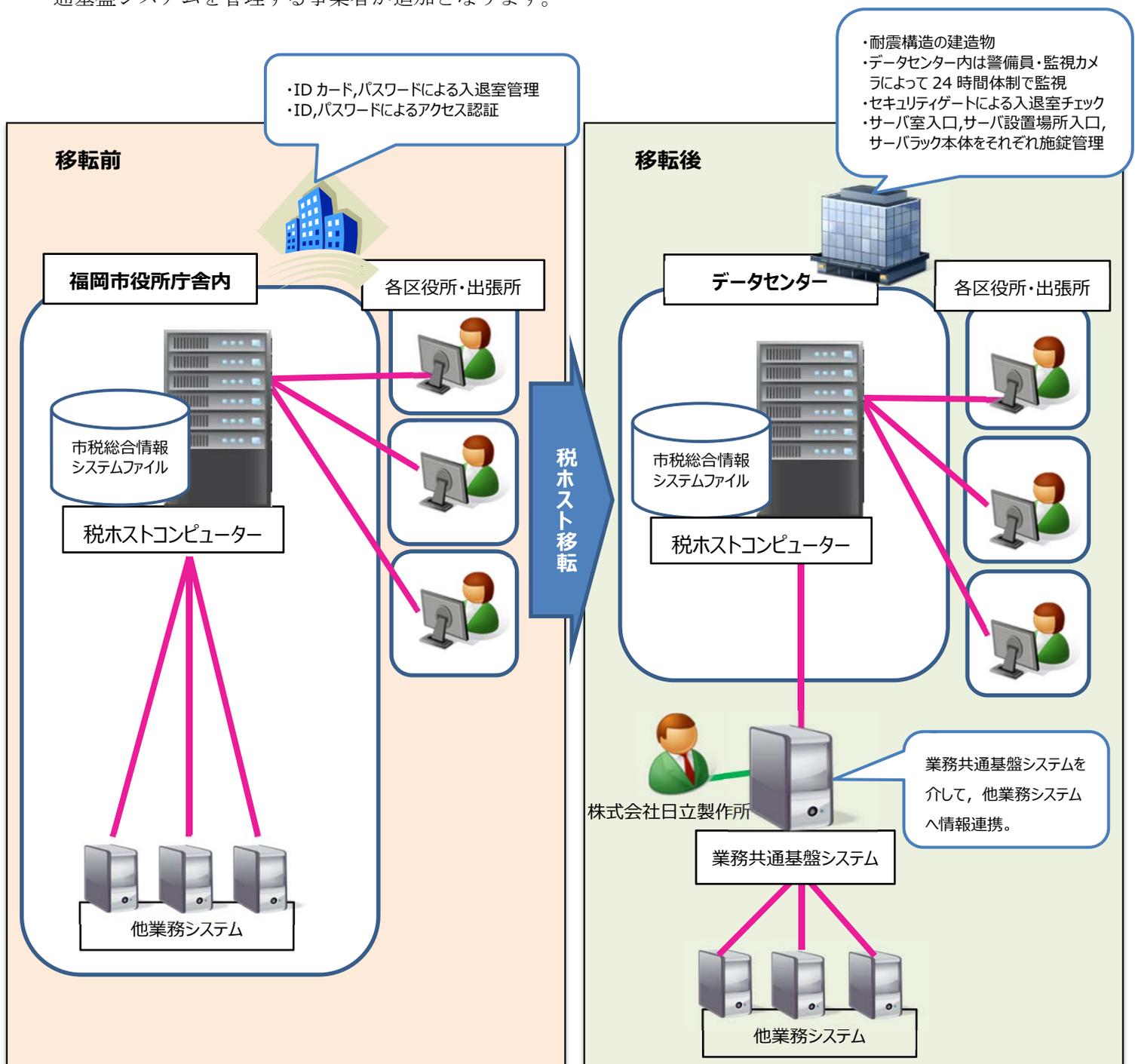
主に下記に示す理由から、特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の対象箇所に対し、変更を加えました。

【税ホストコンピューターの設置場所の変更】

地方税の賦課徴収に関する事務で使用している特定個人情報ファイルについては、「市税総合情報システムファイル」として税ホストコンピューター内で保管しています。税ホストコンピューターは、現在福岡市役所庁舎内に設置していますが、移転後は庁舎外のデータセンター内に設置するため、特定個人情報ファイルの保管場所が変更となります。

また、これまでは特定個人情報ファイルを市税総合情報システムから直接他業務システムへ情報連携をしていましたが、移転後は業務共通基盤システムを介して他業務システムへ情報連携する仕組みとなります。

そのため、特定個人情報ファイルを取り扱う事業者は、現行の税システムを管理する事業者に加え、業務共通基盤システムを管理する事業者が追加となります。



福岡市地方税の賦課徴収に関する事務に係る「特定個人情報保護評価 (全項目評価書)」の変更案の概要について

1 意見募集の趣旨

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)による社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、個人番号(マイナンバー)をその内容に含む個人情報(以下「特定個人情報」という。)を保有する事務については、特定個人情報保護評価が義務付けられています。

特定個人情報保護評価は、個人番号をその内容に含む個人情報ファイル又は個人情報データベース等(以下「特定個人情報ファイル」という。)を保有しようとする者又は保有する者が、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための措置を講ずること、さらにこのような措置が個人のプライバシー等の権利利益の保護措置として十分であることを認められることを自ら宣言するものです。

福岡市では、税システムを管理するホストコンピューターをセキュリティ強化の観点等から2020年1月にデータセンターに移行する予定としています。そのため地方税の賦課徴収に関する事務で保有している特定個人情報ファイルに対して、番号法第28条第1項の規定に基づく個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えることから、変更を行う前に個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止及び市民の皆さまの信頼を確保するため、評価書変更案に対する意見募集を実施いたします。

2 評価書変更案の概要

項目	内容
I 基本情報	地方税の賦課徴収に関する事務の内容について、基本情報を記載しています。ホストコンピューターの移転に伴い、新たに業務共通基盤と連携することなど重要な変更を行っております。
II 特定個人情報ファイルの概要	地方税の賦課徴収に関する事務において取り扱う特定個人情報ファイルについて記載しています。ホストコンピューターの移転に伴う保管場所の変更など重要な変更を行っております。また重要な変更には当たりませんが、特定個人情報ファイルの委託内容や移転先を変更しております。
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおいて想定されるリスクへの対策について記載しています。ホストコンピューターの移転に伴う物理的な対策内容など重要な変更を行っております。
IV～VI	IV～VIについては、変更を行っておりません。

3 今後のスケジュール

平成30年10月1日～10月31日	市民意見募集の実施
平成30年11月28日	第三者点検
平成30年12月	特定個人情報保護委員会への提出・公表